

[事案 25-45] 転換契約無効請求

・平成 25 年 10 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、転換後契約を取り消し、転換前契約に戻すことを求めて、申立てのあったもの。

<申立人の主張>

夫が高齢で入院したことから、入院保障が 80 歳で終わることが気になって募集人に相談したところ、主契約保険料の払込みが満了し、医療保障特約の保険料も 80 歳まで前納済となっていた終身保険の見直しを勧められ、平成 24 年 3 月、利率変動型積立保険に契約転換した（当時 72 歳）。その際、募集人より、①転換後契約の保険料は年間約 21 万円だが、転換後契約の積立金を取り崩すことにより、保険料は約 5 万円で済む、②払込期間は実際は終身払いであるが、その説明はなく、約 5 万円を契約転換時に 1 回払うだけ、と言われたので契約転換した。よって、誤説明があったので、転換後契約を取り消し、転換前契約に戻してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、本契約への転換に際し、設計書、転換比較表にもとづき、契約内容の説明を適切に行っている。
- (2) 転換後契約の内容については、払込保険料、定期取崩保険料が積立金から毎年取崩されることを含め、設計書、転換比較表および契約申込書に明記されており、申立人は契約申込書に自署押印し、了解のうえ契約転換している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、本契約転換について、不実告知による取り消し（消費者契約法 4 条 1 項 1 号）、錯誤による無効（民法 95 条）を求めるものと判断する。

2. 不実告知の主張について

申立人は、設計書は、説明もなく申込日に渡されたと述べているが、募集人と言いが異なるので、申立人の言い分を認めることはできない。保険商品の説明は、通常、説明資料を使用しその内容に沿って行われるところ、本件において通常と異なった説明方法がとられたと認める証拠は見あたらない。また、申立人は、設計書をパッと見て死亡保障が少ないことを指摘したと述べているが、説明を受けずにこれを理解するのは一般には困難であることから、申込日に説明もなく設計書を渡されたとの申立人の供述は不自然であり、その主張を認められない。

また、契約時に設計書を使用する場合、通常、その内容に沿った説明が行われ、募集人が、設計書に反して明白に虚偽であることが分かるような説明を行ったと考えることも困難で、設計書には、転換後契約の保険料について明記されているので、募集人が申立人の主張する

ような説明をしたと認めることはできない。

3. 錯誤の主張について

以上からすると、申立人に錯誤があったと認めることは困難であるが、仮に錯誤があり、その錯誤が要素の錯誤にあたるとしても、設計書と申立人が自署した契約申込書の内容および募集人の説明状況からすると、申立人には、錯誤に陥ったことについて重大な過失があったと言わざるを得ず、錯誤による無効は認められない。